



ASOC Secretariat
1320 19th St. NW, Fifth Floor, Washington, DC 20036 USA
PHONE 202.234.2480
www.asoc.org

2018年10月18日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
外務大臣 河野太郎 殿
環境大臣 原田義昭 殿
農林水産大臣 吉川貴盛 殿
水産庁長官 長谷成人 殿

南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）2018年第37回総会開催に向けた 南極海洋保護区設立に関する要望書

私たち南極南大洋連合（ASOC）と国際環境 NGO FoE Japan は、これまで CCAMLR における海洋保護区（MPA）制定を巡る議論に大きな関心を寄せている市民団体です。CCAMLR が代表的な海洋保護区（MPA）ネットワークを設立することについて、初めて公約したのは2009年のことですが、その後の議論は遅々として進まず依然としてその目標は達成されておられません。

ロス海 MPA の採択および発効の実現から間もない今、ASOC と FoE Japan は CCAMLR に対し、2020 年までに南極海の代表的な MPA システム設立を決定すべく、事態を早急に進展させるよう求めます。さらに第37回 CCAMLR 総会にあたり、ASOC は下記のとおり CCAMLR に対し、加盟諸国による建設的な参画を得て以下を実現するよう求めます。

記

1. MacRobertson、Drygalski、および D'Urville Sea- Mertz 海域を含む東南極海域 MPA 案を本年中に採択する
2. ウェッデル海 MPA 案を境界線を変更することなく採択し、これまでに SC-CAMLR および WG-EMM により支持されているとおり、ウェッデル循環の生態学的境界を包含する MPA とする
3. 海域 1 (Domain1) の MPA の採択に向け、すべての重要海域における禁漁区指定も含め、業務をさらに進展させ、保護目的が確実に達成されるようにする
4. 既存の MPA について、引き続き研究およびモニタリング計画の策定、実施を行う

日本政府は南極条約締結国の一員として長年の間、南極保全の議論に参加してきており、私たちは、日本政府の関与が CCAMLR の海洋保護区制定の側面においてプラスの影響があることを期待しています。そして日本政府が CCAMLR 第37回総会においても、海洋保護区制定の議論を牽引していくことを望みます。

2016年のロス海 MPA は、CCAMLR が南極海域で MPA の代表的なシステムを構築するという誓約を達成するための第一歩でした。私たちはこの MPA プロセス・保全のための調査研究協力などにおいても日本政府の継続的で貢献的な役割リーダーシップに大きく期待をしております。

以上



ASOC Secretariat
1320 19th St. NW, Fifth Floor, Washington, DC 20036 USA
PHONE 202.234.2480
www.asoc.org

南極南大洋連合 (ASOC) クレア・クリスチャン
国際環境 NGO FoE Japan ランダル・ヘルテン

【連絡先】

国際環境 NGO FoE Japan (担当：三柴)
〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-21-9
Tel: 03-6909-5983 / Fax: 03-6909-5986

Cc:

東京海洋大学 森下丈二 様